明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（一四）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令**（政令第一四号）（内閣府本府）

1　大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十四号

令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二条第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和六年能登半島地震による災害を指定する。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志
国土交通大臣　斉藤　鉄夫